

憲法改正手続法案(国民投票法案)について、以下の問題点を解消するよう強く求めます。



1：最低投票率を定めるべき

国民の相当数の賛成がなければ国民が承認したとはいえません。投票権者の3分の2以上とする最低投票率を定めるべきです。



2：公務員・教育者の国民投票運動制限には反対

公務員・教育者について「地位を利用」した運動の規制をすることは、公務員・教育者の自由な活動・運動を規制し、萎縮させるものであり、反対です。



3：テレビ・ラジオの利用のルールづくりが必要

テレビ・ラジオの利用については、資金力のある方だけが使えるのではなく、賛成意見も反対意見も平等に利用できるルールづくりが必要です。無料放送枠も政党やその指定団体だけではなく、市民団体なども利用できるような工夫がなされるべきです。

※その他の問題

①常設の憲法審査会の設置は問題

硬性憲法の趣旨からは、常に憲法改正の審議・提案ができる「常設」機関として憲法審査会を設置することは問題です。

②両院協議会の開催も問題

両院協議会の開催や憲法審査会の合同審査会の開催は、両院の独立性を害することにならないか疑問が存するものであり、より慎重な検討が必要です。